

平成 2 7 年 3 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 3 日 開会

河 合 町 議 会

平成27年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（3月3日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	6
○開議の宣告.....	6
○町長のあいさつ.....	6
○会議録署名議員の指名.....	12
○会期の決定.....	12
○付議事件の一括提案理由の説明.....	13
○議案第21号の質疑、討論、採決.....	26
○議案第22号の質疑、討論、採決.....	27
○議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第20号、議案第23号から 議案第30号までの委員会付託.....	27
○議案第6号から議案第14号までの委員会付託.....	28
○散会の宣告.....	29
○署名議員.....	30

河合町告示第1号

平成27年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年2月24日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成27年 3月 3日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 7 年 3 月 3 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成27年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年3月3日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第21号 河合町役場出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第22号 河合町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第1号 平成26年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第3号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第4号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第5号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第17号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 河合町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第20号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の制定について
- 日程第16 議案第23号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第25号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第28号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第29号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第23 議案第30号 河合町道路線の認定について
日程第24 議案第31号 河合町道路線の認定について
日程第25 議案第6号 平成27年度河合町一般会計予算について(別冊)
日程第26 議案第7号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計予算について
(別冊)
日程第27 議案第8号 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について
(別冊)
日程第28 議案第9号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に
ついて(別冊)
日程第29 議案第10号 平成27年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
日程第30 議案第11号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算
について(別冊)
日程第31 議案第12号 平成27年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
日程第32 議案第13号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算につい
て(別冊)
日程第33 議案第14号 平成27年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 馬場千恵子 | 2番 杵本光清 |
| 3番 吉村幸訓 | 4番 岡田康則 |
| 5番 森尾和正 | 6番 池原真智子 |
| 7番 西村 潔 | 8番 疋田俊文 |
| 9番 谷本昌弘 | 10番 中尾伊佐男 |
| 11番 岡井誠也 | 12番 辻井賢治 |
| 13番 弓戸 猛 | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 岡井康徳 副町長 藤岡和成

教 育 長	竹 林 信 也	総 務 部 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長	梅 本 英 則
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総 務 部 次 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 次 長	福 井 敏 夫
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
住 民 福 祉 課 長	門 口 光 男	福 祉 政 策 課 長	辰 巳 環
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	梅 野 修 治
特 命 担 当	山 本 孝 典	住 民 生 活 課 長	西 浦 清 繁
環 境 衛 生 課 長	斉 藤 幸 美	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 山 雅 至
上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅	教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範
生 涯 学 習 課 長	上 村 欣 也		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 御 興 善 弘 主 査 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第1号をもって平成27年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成27年第1回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 本日ここに、平成27年第1回定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し深く謝意を表するものでございます。

今議会においては、平成27年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出致しましたので、本町の現況と将来あるべき姿を展望しながら27年度の町政に対する基本方針と施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の社会経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているものの、昨年4月の消費税率の引き上げによる個人消費の低迷など、本格的な景気回復への展望は未だ不透明な状況であります。

このため政府は27年度当初予算と併せて「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」

として 26 年度補正予算を編成し、現下の社会情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援や地方が直面する課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化を目指すこととしており、本町においても、当初予算案と一体で編成すべく、地方創生関連事業を含めた 26 年度補正予算案を今議会に提出いたしました。

27 年度の本町は、歳入の根幹である町税収入が、住民の高齢化や一部企業の業績減少により減額が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が予想されますが、快適で住みよい「心の田舎」の実現へ向け、「河合のまちの夢ビジョン」を着実に推進するため、限られた財源をより効果的な事業に活用することを基本として予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算の総額は、64 億 2,000 万円で、前年度に比べ 3 億 6,000 万円、5.9%の増額となっております。

国は、人口減少の歯止め、東京一極集中の解消を目的として、長期ビジョン及び 5 年間の具体的な施策などをまとめた総合戦略を策定しました。

地方は、これらを勘案して同様に 27 年中に人口ビジョンを定め、それに沿って 5 年間の地方版総合戦略を作成していくことになります。

この組み立て方は、「河合のまちの夢ビジョン」と「5 年間の事業計画」で構成される「夢ビジョンシステム」と酷似しており、目的においても大きな差異はありません。また、4 月 1 日に第 5 版を公表予定の「夢ビジョン」においては、多くの町民の方々から様々な建設的な意見提案をいただいております。まさに、町民の夢や希望の実現に向け大きく動き出す環境が整いつつあります。

そこで、河合町では、「(仮称)河合町版総合戦略」の作成にあたっては、夢ビジョン及び夢ビジョンシステムの長所を取り入れてまいります。

なお、これらの人口ビジョン、総合戦略の作成にあたっては、議会はもとより多くの方々から意見や議論をいただく仕組みを整える予定です。

それでは、新年度の町政運営及び主な施策の概要につきまして順次ご説明申し上げます。

第 1 は『**生活基盤の充実と防災対策**』であります。

都市計画道路天理王寺線は、本町の東西を通過する主要な幹線道路という認識のもと、早期開通を目指し、主体である奈良県と協力し、事業推進に努めてまいります。本年度は、市場・城古地区で用地買収、曾我川橋梁架設について河川管理者と施工に向けての協議の段階に入っており、今後、用地交渉を進めてまいります。また、市場・城古を通過する現在の天

理・王寺線についても交通渋滞の緩和施策を県・町ともに進めています。

町道整備等については、主要幹線道路及び各地区内の生活道路の舗装改修を路面性状調査の結果を基に計画的に実施してまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修工事を実施してまいります。

上水道事業につきましては、課題である、西大和配水タンクの廃止・県営水道受水率 100%への移行等、安定給水及び浄水施設の更新費用の削減を目的とした【奈良モデル：水道運営の連携】に基づき、関係機関と協議を重ね、今後の水道運営に最善かつ堅実な計画を策定してまいります。

また、下水道事業につきましては、引き続き西大和エリアにおける管路の更生工事を実施し、下水道施設の耐震・減災対策を進めると共に、点在する公共下水道未整備箇所の効率的な整備計画を策定してまいります。

次に、防災、防犯、消防対策についてでございますが、引き続き、人命を守ることを最大の目標とした、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

一瞬にして多くの人命と財産を奪い去った広島市の土砂災害や御嶽山噴火。国が公表した地震想定によりますと、「30年以内に7割の確率で東日本大震災を上回る巨大地震が襲いかかってくる」との見解を示しています。

これら大規模災害への取り組みと致しまして、前回の課題をフィードバックした総合防災訓練を開催し、住民の防災意識向上と町の防災体制強化につなげることができました。今後も万全を期するため、訓練を継続していきたいと考えております。

また昨年度、被災者への迅速な応急対策及び速やかな被災地の復興を目的とした要綱を制定し趣旨に賛同いただいた企業と協定締結に至っております。

奈良県全市町村間では、相互に応援協力することを明確に定めた協定も締結いたしました。

今後も、積極的に協定締結に取り組みたいと考えております。

一方、災害関連法や国の防災基本計画の改正、さらには奈良県地域防災計画が大きく見直されております。河合町でも新たな防災体制を早急に構築するため、地域防災計画を改訂し、災害への備えに努めてまいります。

次に、災害時の拠点となる災害対策本部である本庁舎について、地震に対する安全性を明らかにするため、耐震診断の調査を実施してまいります。

第2は、『**安心で安全に暮らせる福祉などの充実**』であります。

児童福祉につきましては、子ども・子育て支援法に基づく、幼児教育等の充実をはかるための、「認定子ども園」の整備に向けた基本計画を策定してまいります。

また、病気の子どもの保育を充実するための、病児保育事業の予算を計上するとともに、昨年度に引き続き低所得者や子育て世帯に対する臨時給付金を計上しております。

次に、高齢者対策として第6期介護保険事業計画に基づく、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

また、介護予防に関しては、運動や認知症施策だけでなく住民の生活の質や生活意欲が高められるような継続した運営に取り組んでまいります。

尚、介護保険料については極力住民負担を軽減するべく準備基金を取り崩し、負担軽減をはかっております。

次に、保健事業につきましては、1歳から5歳未満の子どもに対する「おたふくかぜワクチン」接種費用の助成制度を創設してまいります。

また、健康と絆を育むまちづくりを目指し、ラジオ体操第一の活用や子育て中の保護者の健康をアシストする運動と体力アップのサロンを開設してまいります。

次に、「環境衛生の推進」であります。

ごみの減量化対策につきましては、18年度よりごみ処理有料化を実施し、今日まで住民の皆様のご理解、ご協力を得ながら減量化を推進しているところであります。また、自己処理責任が義務付けられている事業者排出ごみについても、25年度に処理料金改正を行いごみ排出の抑制に努めているところです。

26年4月から27年1月末までにおける、家庭ごみの排出量を昨年度と比較しますと、21,430 kgの減量、1世帯当たり2.6 kgの減量となりました。今後につきましても、更なるごみ減量に努めてまいります。

次に、相談体制等の充実については、悪質商法、契約、不当請求やネット関連トラブルなどの苦情・相談窓口として、引き続き専門相談員による消費者に対する相談、啓発及びトラブルに関する情報の提供に努めてまいります。

第3は『**教育の充実と地域文化の育成**』であります。

教育委員会制度の改正によりまして、教育長が教育委員会の代表者となることにより、公立学校の管理を中心とする教育行政の責任者としての立場が明確化されます。また教育行政における私の責任も明確になり、今まで以上に町長部局と教育委員会が一体となって「教育と福祉」「教育と地域振興」などの分野を「より円滑に一層充実したかたち」で推進してま

います。

今年度の主な施策としましては、以前より計画的に進めてまいりました学校等の耐震化が27年度をもって完了する予定で、第三小学校と幼稚園そして、第二中学校の一部の耐震補強工事を実施いたします。

また、新規事業として、幼稚園における「預かり保育」を実施いたします。

近年、核家族や共働きの家庭が増加するなか、子育て支援の一環として親の負担の軽減を図るものでございます。

さらに、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、急速な情報通信技術の進展の中、グローバル化社会を担う子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成など、調和のとれた「生きる力」を育成するため、第三小学校をモデル校として、タブレット端末を活用したICT教育に取組み学校教育の充実を図ってまいります。

また、学校再編につきましては、引続き取組むとともに、教育委員会制度の改正により設置が義務付けられた「総合教育会議」において策定する教育行政の方針を示す「大綱」にも反映させてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、町民大学に「母と子のベビーヨガ講座」や「親子のリズム遊び講座」などの子育て世代を対象とした講座を開設するほか、子どもたちと地域のみなさんとの交流を深める取組みである「通学合宿」を引続き積極的に支援してまいります。

加えて学校の環境整備、登下校の安全確保等、学校支援ボランティアの活動が更に充実するよう支援してまいります。

第4は『**地域振興を中心としたまちの活性化**』であります。

地域・観光交流・地産地消促進など、まちの活性化に資する事業施策の検討を進めてまいります。池部駅を玄関口とする馬見丘陵公園では、4月に「馬見チューリップフェア」が開催され、昨年の20万株から今年は30万株に増えたチューリップなどの花々が来場者を出迎えます。さらに、秋には、「馬見フラワーフェスタ」も開催されます。これらの来場者に河合のまちの魅力を発信するとともに、県と連携し、周辺史跡を活用するなど、来訪者誘致の強化に取り組んでまいります。

次に、今回の補正予算では、荒廃農地の再生への取り組みとして、農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題により、年々増加している荒廃農地の解消を目指して、作付から収穫までを農村集落の農業従事者と新興住宅地に住む住民たちが協力して行う交流支援と就農を希

望する人たちへの農業体験の機会を提供してまいります。

さらに、地域振興に貢献する商店・商業施設において共通して使用できるプレミアム付き商品券を発行することにより、地元消費を喚起・拡大させ、地域経済を活性化させてまいります。

第5は『河合ブランドの創造』であります。

河合ブランドとしてスタートした「自治会ニュースコンクール」は今年度第5回を迎えます。対象地域は昨年度から全県に広げ「河合ブランド」の全県的なコンクールとして認識されつつあります。今年度も更にブランド力の向上を目指し、毎日新聞社、奈良県と共にコンクールを支援していきます。

また、第二中学校の卒業生が始めた30歳記念同窓会は、「いつまでも河合町」と、生まれ育った河合のまちを大切に思う心の現れです。第4回にあたる昨年度から町が積極的にサポートすることとしました。今年度も引き続きサポートし、有意義なこのイベントを定着させていきます。

さらに、「河合のまち貸します」制度では、若者が企画するイベントが更に生まれ、または成長するよう、昨年度から「河合のまち貸します（企画買います）」として支援することとしました。今年度も多くの若者が町を訪れるよう引き続き支援します。

第6に『計画的・効率的な行政の推進』であります。

町政運営の重要な財源である町税収入を確保するため、昨年度より実施している県と近隣町とのネットワークを活用した協働徴収を推進し、あわせて職員の育成につなげるよう引き続き徴収率の向上に取り組んでまいります。

また、情報システム関連におきましては、平成28年1月より運用が始まる「社会保障・税番号制度」への対応として、引き続き庁内連携を図り業務の見直しにより、マイナンバー制度導入に必要となる既存業務システムの改修を行い、円滑な運用に向け事業を進めてまいります。

さらに、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するための「ふるさと納税」について、町の魅力、協力企業者による地元特産品等のPR及び寄附金手続きの利便性を図り、ふるさと納税を拡充して参ります。

また、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設の最適な配置を実現することが必要となるため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画を推進する公共施設等総合管理計画を策定いたします。

次に、役場出張所につきましては、経費節減の観点から、現在、使用している事務所を、平成 27 年 6 月 1 日より西大和地区公民館内に移転し、引き続き町西部を中心とした行政窓口サービスの向上を図ってまいります。

平成 27 年度の町政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べました。本方針に基づき、今定例会に提案させていただいております「平成 27 年度当初予算案」をはじめ、各議案につきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

当町におきましても依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、それにひるむことなく攻めの姿勢をもって、諸施策を着実に進めてまいります。

ここに重ねて、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の温かいご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、辻井賢治議員、13番、弓戸猛議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

2月24日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○6番（池原真智子） 去る2月24日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月3日より3月13日までの11日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第31号の31議案、を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月11日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日3日より13日までの11日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第1号より第31号までの31議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成27年3月定例議会に上程致されました、議案第1号から議案第31号までの31議案につきまして順次ご説明申し上げます。

議案第1号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,577万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を64億7,953万5,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお開き願います。

総合戦略経費1,000万円、地方創生関連事業で2,426万1,000円、地域消費喚起型事業で3,709万7,000円、合計7,135万8,000円を計上させていただいております。

それでは歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では1,243万4,000円の増額で内容につきましては、財政調整

基金費では財源調整により2,182万7,000円の減額。次に、地方創生先行型交付金事業費では、国の地方創生型交付金を受け、総合戦略経費として1,000万円、コミュニティ推進費として85万円、母子保健衛生費として250万円、農業振興費として130万円、学校教育振興費として1,730万円、社会教育費として231万1,000円の増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、1,335万円の増額で内容につきましては、社会福祉総務費で国保特会と介護特会への繰出金で517万8,000円の減額となっております。

次に、障害福祉費では障害者自立支援に係る介護給付費増による扶助費869万円の増額となっております。

次に国民健康保険医療助成費では低所得世帯に対する国保税軽減分確定に伴い983万8,000円の増額となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費では、112万7,000円の増額で内容につきましては、各種予防接種に係る接種者増に伴い60万4,000円の増額、後期高齢者健康診査に係る受診者の増に伴い52万3,000円の増額となっております。

6款農林商工費、2項商工費では、3,709万7,000円の増額で内容につきましては、国の地域消費喚起型交付金を受け、プレミアム付き商品券を発行するための増額になっております。

7款土木費、4項都市計画費では1,708万3,000円の増額で、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として増額になっております。

9款教育費、1項教育総務費では112万8,000円の増額で内容につきましては、社会科副読本「わたしのふるさと河合町」の改訂経費の増額になっております。

同じく、2項小学校費では355万8,000円の増額で内容につきましては、平成27年度小学校用教科書の改訂により教師用教科書及び指導書の更新経費の増額になっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で515万3,000円の増額。

同じく、2項国庫補助金で7,135万8,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で874万3,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で52万3,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出8,577万7,000円の増額補正となっております。

議案第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ669万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を24億6,463万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、同じく、2項高額療養費では、財源の振替となっております。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では647万円の減額となっており、高額医療費拠出金の額確定に伴い1,072万8,000円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い425万8,000円の増額となっております。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では1,316万6,000円の増額で、国庫金精算返還金確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

2款国庫支出金、1項国庫負担金で268万2,000円の減額。

同じく、2項国庫補助金で1,698万5,000円の減額。

4款県支出金、2項県負担金で268万2,000円の減額。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金で1,036万5,000円の増額。

6款繰入金、1項繰入金で1,868万円の増額となっております。

以上、歳入歳出669万6,000円の増額補正となっております。

議案第3号 平成26年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,084万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億8,456万円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては3ページをお開き願います。

このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億5,910万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費では、142万7,000円の増額となっており、負担金の額確定に伴い9,000円の減額、消費税中間納付額の確定に伴い143万6,000円の増額となっております。

2款公共下水道事業費から4款公債費まで、すべて事業費確定に伴う不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料、1項使用料で1,292万9,000円の減額。

同じく、2項手数料で3,000円の増額。

2款国庫支出金、1項国庫補助金で700万円の減額。

5 款繰入金、1 項繰入金で1,708万3,000円の増額。

7 款町債、1 項町債では、1,800万円の減額となっております。

以上、歳入歳出2,084万3,000円の減額補正となっております。

議案第4号 平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億1,147万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を15億3,111万4,000円とするもの
でございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお開き願います。

介護保険保険者システム改修事業で32万9,000円を計上させていただいております。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では32万9,000円の増額で内容につきましては、介護報酬改定等のシステム改修事業経費としての増額となっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では7,000万円。

同じく、2 項介護予防サービス等諸費では1,200万円。

同じく、4 項高額介護サービス等費では400万円。

同じく、5 項特定入所者介護サービス等費では900万円。

同じく、6 項高額医療合算介護サービス等費では70万円の減額で、サービス受給者減などによる給付費の減額となっております。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、同じく、2 項包括的支援事業・任意事業費については、すべて不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金で1,914万円の減額。

同じく、2 項国庫補助金で427万9,000円の減額。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で3,159万円の減額。

6 款県支出金、1 項県負担金で1,196万3,000円の減額。

同じく、3 項県補助金で222万2,000円の減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で1,402万円の減額。

同じく、2 項基金繰入金で2,826万2,000千円の減額となっております。

以上、歳入歳出1億1,147万6,000円の減額補正となっております。

議案第5号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてございま

す。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ506万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を2億8,814万3,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では446万7,000円の増額で普通徴収保険料分負担金の額確定に伴う増額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では59万4,000円の増額で過年度還付金増加に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で446万7,000円の増額となっております。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金で59万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出506万1,000円の増額補正となっております。

議案第6号から議案第14号までの9議案につきましては、平成27年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」を配付致しておりますので、極簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第6号 平成27年度河合町一般会計予算についてご説明致申しあげます。

予算書の5ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を64億2,000万円と定め前年度予算額と比較致しまして、3億6,000万円の増額、率で5.9%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、14ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており表のとおり6事業、起債限度額5億6,660万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第7号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。205ペ

ージをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を25億8,100万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億5,200万円の増額、率で6.3%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。
241ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と比較致しまして同額となっております。

議案第9号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。
257ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を880万円と定め、前年度予算額と比較致しまして金額で80万円の減額、率で8.3%の減となっております。

議案第10号 平成27年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。273ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億2,400万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1,800万円の増額、率で2.5%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、276ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており表のとおり4事業、起債限度額1億8,990万円と定めるものでございます。

議案第11号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。307ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と比較致しまして同額となっております。

議案第12号 平成27年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。323ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を16億800万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で2,300万円の減額、率で1.4%の減となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第13号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。
361ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を2億9,100万円と定め前年度予算額と比較致しまして、金額で800万円の増額、率で2.8%の増となっております。

議案第14号 平成27年度 河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊をよろしくお願い致します。1ページをお開き願います。

第2条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。

第3条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を6億1,722万円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,757万2,000円の減額、率で2.8%の減となっております。

また、支出額を5億9,127万3,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で2,566万2,000円の減額、率で4.2%の減となっております。

第4条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、支出を4,212万6,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で631万1,000円の増額、率で17.6%の増となっております。尚、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,212万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金3,212万6,000円と建設改良積立金1,000万円で補填するものでございます。

第5条「一時借入金」につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費5,109万円と定めるものでございます。

第7条「たな卸の購入限度額」につきましては、100万円と定めるものでございます。

議案第15号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月20日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

この法改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携

の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものでございます。

今回の法改正により、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を設置することとなるため、本町における関係条例を整備するものでございます。

今回改正します主な内容をご説明申し上げます。

第1条では、教育委員長と教育長を一本化することから、議会委員会条例における教育委員会を代表するものを新教育長と改めるものでございます。

第2条では、地方教育行政法の改正に伴う条ズレによるものでございます。

第3条では、非常勤の特別職から教育委員長を削り、教育委員会委員に改めるものでございます。

第4条及び第5条では、新教育長は特別職となるため、関係規定を改正するものでございます。尚、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございますが、施行日に在籍している現行制度の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまでは、従前の例によるものとなっております。

議案第16号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）（第3次一括法）により介護保険法が改正され、指定介護予防支援等の事業等に関する基準と地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の規定について基準が、国の省令に基づいて市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

主な内容としましては、人員に関する基準として地域包括支援センターの従業員の員数や運営に関する基準で秘密保持、事故発生時の対応等を定めるものでございます。

この条例では、国が示す従うべき・参酌すべき基準を盛り込み、「河合町暴力団排除条例」の趣旨及び利用者情報の保存期間を、国の基準の2年から5年に延長するよう定めさせています。

尚、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第17号 河合町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた

め関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)(第3次一括法)により介護保険法が一部改正され、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の規定について基準が、国の省令に基づいて市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

主な内容としましては、包括支援センターの職員数の基準として、区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1か所設置するものとし、常勤専門職員の従事する員数を定めるものでございます。

従事する職員の職種及び員数として

- ① 保健師 その他これに準ずる者1名
- ② 社会福祉士 その他これに準ずる者1名
- ③ 主任介護支援専門員 その他これに準ずる者1名でございます。

尚、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号 河合町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、保育施設等を利用する保護者は、新たに創設された給付制度の対象となるかを確認するため、町から保育の必要性の認定を受ける必要となっており、その基準を定めるものでございます。主な内容につきましては、従来の基準に加えて、就労時間の最低時間を1ヶ月48時間以上と明確にしたことや求職活動や就学される方、及び育児休業中であってもすでに児童が特定教育・保育施設等を利用しており、育児休業の間に当該施設等を引き続き利用することが必要である場合は保育の必要性を認めることとしております。

以上の基準を新たに追加し、従来よりもさらに子育て支援が円滑に進められるように基準を定めるものでございます。

尚、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

この条例の施行後は、「河合町保育所における保育に関する条例」を廃止するものでございます。

議案第19号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましても、平成27年度からはじまる子ども・子育て支援法では、幼稚園、保育所などの保育料は、国の定める基準を上限として、世帯の所得状況その他の事情を勘案し市町村が定めることとなっており、それぞれの「利用者負担額」を定めるため本条例を制

定するものでございます。

主な内容はまず、町立幼稚園につきましては新制度において入園料は、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが基本となっておりますことから、入園料を廃止し、住民税課税世帯層の利用者負担額を月額 6,200 円、非課税世帯層は 1 人目が月額 3,000 円、2 人目が月額 1,500 円、生活保護受給世帯及び全ての階層の 3 人目以降は無料とするものでございます。

私立の幼稚園につきましては、現行では、それぞれの幼稚園で保育料を決定・徴収しておりますが、私立幼稚園が新制度に移行した場合、私立の保育所と同様に、市町村が利用者負担額を決定することとなっておりますところから、国の基準を上限として定めるものでございます。

次に保育所の保育料でございますが、こちらも法律に基づきまして、今までの保育標準時間（11 時間保育）に加え、新たに保育短時間（8 時間保育）を設定し、それぞれ国の基準額を上限として利用者負担額を定めるものでございます。

また、私立幼稚園及び公立・私立の保育所におきましては、2 人目の子どもを半額、3 人目以降の子どもは無料とするものでございます。

その他、ひとり親世帯等におきましても軽減措置を講ずるものでございます。

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたしますが、経過措置といたしまして、27 年 3 月 31 日までに町立幼稚園に入園した課税世帯の子どもにつきましては、現行どおりの 6,000 円とするものでございます。

また、この条例の施行後は、「河合町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例」を廃止するものでございます。

議案第 20 号 河合町立河合幼稚園預かり保育条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、近年、少子化や地域社会の変化に伴い核家族や共働き家庭が増加し、育児の不安や悩みをもっている親の子育てに対する精神的な負担を軽減するため、また、こども達は降園後遊ぶ友達がいない、安心して遊べる場所がない、異年齢の友達と遊んだり、地域の人とのかかわる機会も減少してきております。

このような実態があるなか、子育てを支援すべく幼稚園における預かり保育を実施するものでございます。

内容につきましては、通常の教育時間終了から午後 4 時までの間、希望される子どもを預かるもので、料金につきましては、1 日あたり 200 円とするものでございます。

尚、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 21 号 河合町役場出張所設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、現在、使用している河合町役場出張所の事務所について、平成 27 年 6 月 1 日より西大和地区公民館内に移転する為、「河合町役場出張所設置条例」の一部を改正するものでございます。

尚、この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 22 号 河合町行政手続条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）」の施行に伴い、関係条文の整備を行うものでございます。

今回改正致します内容をご説明申し上げます。

「第 33 条第 1 項の次に 1 項を加える」改正につきましては、行政指導に携わる者は、その根拠となる法令の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないことを明記する改正でございます。

「第 34 条の 2 を加える」改正につきましては、行政指導が当該法律・条例に規定する要件に該当しないと思う場合に、書面で中止等を求めることができることを明記する改正でございます。

「第 34 条の 3 を加える」改正につきましては、処分・指導権限がある町の機関等に対して、書面で具体的な事実を示し、その是正を求めることができることを明記する改正でございます。

その他、行政手続法の改正においては、表記に改めている箇所があることから、行政手続条例においても、適切な用語整理を行うものでございます。

尚、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 23 号 議案第 24 号につきましては平成 26 年度人事院勧告に基づき、これを準拠して条例を改正するものでございます。

議案第 23 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

主な内容は、平成 27 年 6 月・12 月の期末手当の支給月数をそれぞれ「1.40 月」を「1.475 月」に、「1.70 月」を「1.625 月」とするものでございます。

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 24 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につい

てでございます。

主な内容は、平成 27 年 6 月・12 月の期末手当の支給月数をそれぞれ「1.40 月」を「1.475 月」に、「1.70 月」を「1.625 月」とするものでございます。

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 25 号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、特別職及び一般職の職員のうち部長・次長の給与について減額する改正でございます。

内容につきましては、平成 26 年度に特別職及び一般職員の給与削減を行いました、引き続き特別職及び部長・次長の給与の減額するものでございます。

常勤特別職（町長、副町長、教育長）10%の削減、及び一般職のうち管理職員（部長、次長）5%の削減としております。

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 26 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、平成 26 年度人事院勧告に基づき、これを準拠して条例を改正するものでございます。

主な内容は、平成 27 年 6 月・12 月の勤勉手当の支給月数をそれぞれ「0.825 月」を「0.75 月」とする改正。及び、給料表を平均 2%引下げ、3年間の経過措置を設ける改正。これに伴い地域手当の支給割合を3年間で「3%」から「6%」へ引上げるものでございます。

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 27 号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、第 6 期介護保険事業計画の策定を受けまして、平成 27 年度から 29 年度までの介護保険料の改正を行うものでございます。

介護保険につきましては、介護保険法に基づき 3 年毎に介護給付費の総見込み額とサービス量の確保のための方策などを定めることになっております。

主な内容としまして介護保険料は、原則介護給付費総額の 21%を 65 歳以上の保険料で賄うものでありましたが、法改正により 22%で賄うこととなり、これらをもとに保険料基準額を算出しますと月額 4,900 円となります。

また、65 歳以上の保険料は低所得者の方に過重な負担とならないよう現在の 7 段階から

9段階に設定させて頂き改正するものでございます。

また、新制度におけます、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施については、サービス水準を低下させることなく円滑な実施を図るため、体制整備などの準備期間をとり 29年度の実施に向けて経過措置とするものでございます。

尚、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 28 号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、国の省令が改正され、その内容が平成 27 年 4 月より施行されることに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は地域密着型サービスの今後の重要性から登録員数や看護職員等の配置要件及び設備の利用等について規制緩和であり、また老人保健施設や特別養護老人ホームが小規模多機能型居宅介護サービス等を兼務する事が可能となる改正でございます。

この改正は、要介護者が対象であり、地域密着型サービスである、定期巡回・随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 7 サービス全てが利用対象となります。

尚、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 29 号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

主な内容としましては、議案第 28 号と同様でございます。要支援者が対象となり、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の 3 サービスが利用対象となるものでございます。

尚、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 30 号・議案第 31 号の 2 議案につきましては、河合町道路線の認定についてでございます。

このことにつきましては、都市計画法に基づく開発行為により設置され、本町に移管された道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき河合町道路線に認定するために、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程致されました 31 案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

10 分間暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 26 分

◎議案第 21 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開します。

日程第 3 議案第 21 号 河合町役場出張所設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第 21 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第 21 号 河合町役場出張所設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎承認第22号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第22号 河合町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第22号 河合町行政手続条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第1号から議案第5号、議案第15号から議案第20号、議案第23号から議案第30号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3号、日程第8、議案第4号、日程第9、議案第5号、日程第10、議案第15号、日程第11、議案第16号、日程第12、議案第17号、日程第13、議案第18号、日程第14、議案第19号、日程第15、議案第20号、日程第16、議案第23号、日程第17、議案第24号、日程第18、議案第25号、日程第19、議案第26号、日程第20、議案第27号、日程第21、議案第28号、日程第22、議案第29号、日程第23、議案第30号、日程第24、議案第31号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

議案第1号、議案第15号、議案第20号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第27号、議案第28号、議案第29号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、議案第30号、議案第31号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第6号から議案第14号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第25、議案第6号、日程第26、議案第7号、日程第27、議案第8号、日程第28、議案第9号、日程第29、議案第10号、日程第30、議案第11号、日程第31、議案第12号、日程第32、議案第13号、日程第33、議案第14号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

特別委員会を設置します。

委員会の名称は予算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員会の選任についてはどのようにしたらよろしいかお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 33 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

委員は 5 名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、池原真智子議員、中尾伊佐男議員、岡井誠也議員、辻井賢治議員、弓戸猛議員、以上の 5 名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には弓戸猛議員、同副委員長には岡井誠也議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 弓 戸 猛